

平成17年3月31日付厚生労働省老健局老人保健課長
通知「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部
改正についてに関する留意事項について

平成17年3月31日付厚生労働省老健局老人保健課長通知「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正についてにおいて、本通知別表2中、項番3及び4の障害者自立支援法の通院医療及び更生医療の「公費の給付率」が100になっていることについて、複数の都道府県より照会がありましたので、以下のとおりお知らせいたします。

自立支援医療は、原則として医療費の100分の90を支給することとしており、介護保険と同じ給付率であることから、介護保険の支給対象となった場合には、自立支援医療との併給調整の必要はない（自立支援医療からの支給分は発生しない）。

しかしながら、低所得者等の負担上限月額が設定される者が上限額を超えて医療を受けた場合や、自己負担がゼロである生活保護受給者については、100分の90を超えて100分の100までの間で自立支援医療費が支給されうることから、便宜上、「公費の給付率」を100とした上で、「負担割合」の欄において利用者本人負担額がある旨を記載したものであり、自立支援医療が原則として医療費の100分の100を支給することを示したものではないことをご留意願いたい。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課
企画法令係

TEL 03(5253)1111 内線 2260・2164